

□ お客さまサポート

ご契約者の皆さまに、ご契約内容、特別勘定の運用報告および三井住友海上プライマリー生命の決算内容等についてお知らせします。

□ 郵送による情報提供・サービス

- ご契約状況のお知らせ
四半期ごとに、保障内容、解約払戻金額、特別勘定の積立金残高、特別勘定の運用実績・資産内容等をお知らせします。
- 決算のお知らせ
三井住友海上プライマリー生命の毎年の決算後に、決算の概況、その他事業のあらましをお知らせします。

□ ホームページによる情報提供・サービス (インターネットサービス)

- ご契約状況の照会
- 住所変更・控除証明書の再発行
- ユニットプライス (特別勘定の基準価額) の照会
- 特別勘定運用レポート
- 最新の会社情報 等


三井住友海上プライマリー生命 ホームページ

 <http://www.ms-primary.com>

□ 電話による情報提供・サービス (ご契約者向けテレホンサービス)

- ご契約内容の照会
- ご契約内容の変更
- ユニットプライス (特別勘定の基準価額) の照会
- 各種お手続きのご案内：各請求書類のお取り寄せ

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

 **フリーダイヤル 0120-81-8107**
(ハイ、パートナー)

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

※お問合せの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意ください。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものですので、大切に保管してください。必ずご一読の上、契約者等の不利益となる事項やリスクについてご理解の上でご契約ください。

生命保険契約者保護機構

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL: 03-3286-2820)までお問い合わせください。

変額個人年金保険の販売資格について

変額個人年金保険は、(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、(社)生命保険協会に登録された者のみが募集を行うことができます。ご契約に際しては必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等および変額保険販売資格に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

この保険は変額個人年金保険(08)特別勘定群TK型です。

募集代理店

東海東京証券

東海東京証券株式会社

〒450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅 4-7-1

営業企画部 保険・ラップ推進グループ TEL: 052-527-1123

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<http://www.ms-primary.com>

個人年金は、
未来への贈りもの。



UD
FONT
by MORISAWA

S6

A12010209 2012.01 803 MSPL-1201-A-0101-00

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

三井住友海上プライマリー生命 変額個人年金保険 LGシリーズ

新・Orchard Legend

変額個人年金保険(08)

[しん オーチャード レジェンド]



個人年金は、未来への贈りもの。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

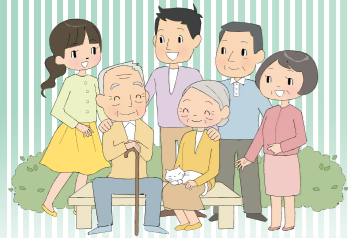
この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1

契約概要 P11

注意喚起情報 P19

「新・オーチャード レジェンド」は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。



『新・オーチャード レジェンド』なら、こんな受取り方をご提案できます!

「自分年金」を受取りたい。

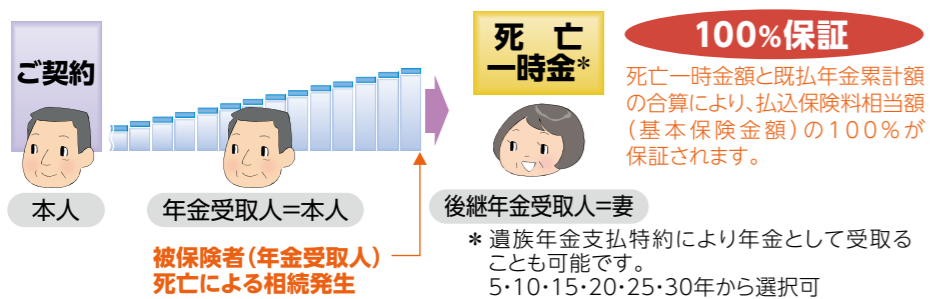
遺されるひと を考えたい。

子どもに年金を引き継がせたい。

基本プラン

自分が生きている間、「自分年金」を受取りたい方へ。

契約者=被保険者の場合



ご注意

- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る場合があります。
- 遺族年金支払特約により受取る年金額は、年金基金の設定時における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され、算出されますので、ご加入時には定まっていません。

この商品にはお客さまにご負担いただく費用およびリスクがございます。詳しくは、「注意喚起情報」1.諸費用に関する事項の概要について 2.市場の変動により損失が生じるおそれがあることについて(19ページ・20ページ)にてご確認ください。

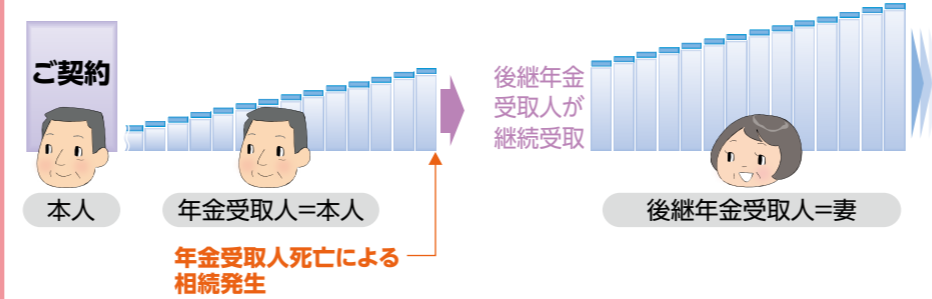
※この「商品パンフレット」では、「加算年金(額)」を「ステップアップ年金(額)」と表記しています。

商品名の由来
毎年、決まった時期にたくさんの果実を収穫する果樹園。そんな果樹園のように、実りつづける果実(年金)を美しい未来をお客さまへお届けしたい。そんな願いをこめています。

夫婦リレープラン

遺される奥さまの ことをお考えの方へ。

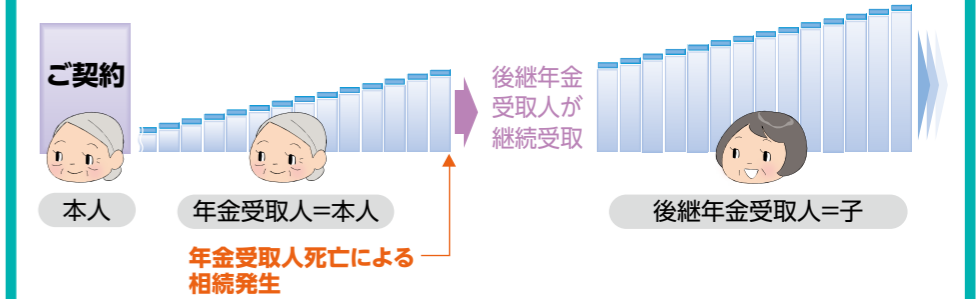
契約者≠被保険者の場合



親子リレープラン

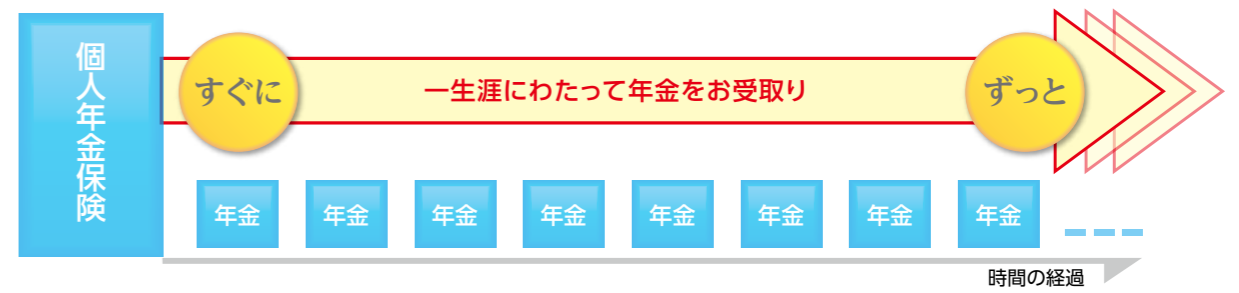
お子さまに年金を引き継がせたいとお考えの方へ。

契約者≠被保険者の場合



将来、底をつかないためのひとつの方法として、「終身年金」があります。

■終身年金を受取るイメージ



※上図はイメージ図であり、将来の年金額を保証するものではありません。

3ページより、商品内容についてくわしくご説明させていただきます。

「新・オーチャード レジエンド」のしくみについて

すぐに・ずっと

ご契約の**1年後**から、
一生涯の年金をお受取りいただけます。

- 基本年金額は一時払保険料（基本保険金額）の**3%**となります。
- 積立金がなくなっても被保険者が生存中、一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。

お取扱い年齢について

[契約年齢*] **51歳**～80歳 *契約日における被保険者の満年齢
[年金支払開始年齢] **52歳**～81歳

ふやす

運用成果により、
年金額の**ステップアップ**が期待できます。

- 積立期間中と年金支払期間中は積立金を特別勘定で運用します。取りいただける年金額のステップアップが毎年期待できます。
- 特別勘定の運用成果により、お受取アップが毎年期待できます。
- なお、一度ステップアップした年金額はその後、下がることはありません。



- 運用実績によっては、年金額がステップアップしない場合があります。
- 保証金額付特別勘定終身年金の場合には、ステップアップ額がステップアップしない場合があります。
- 年金の支払期間中に一部解約をした年金額は減額されます。

まもる

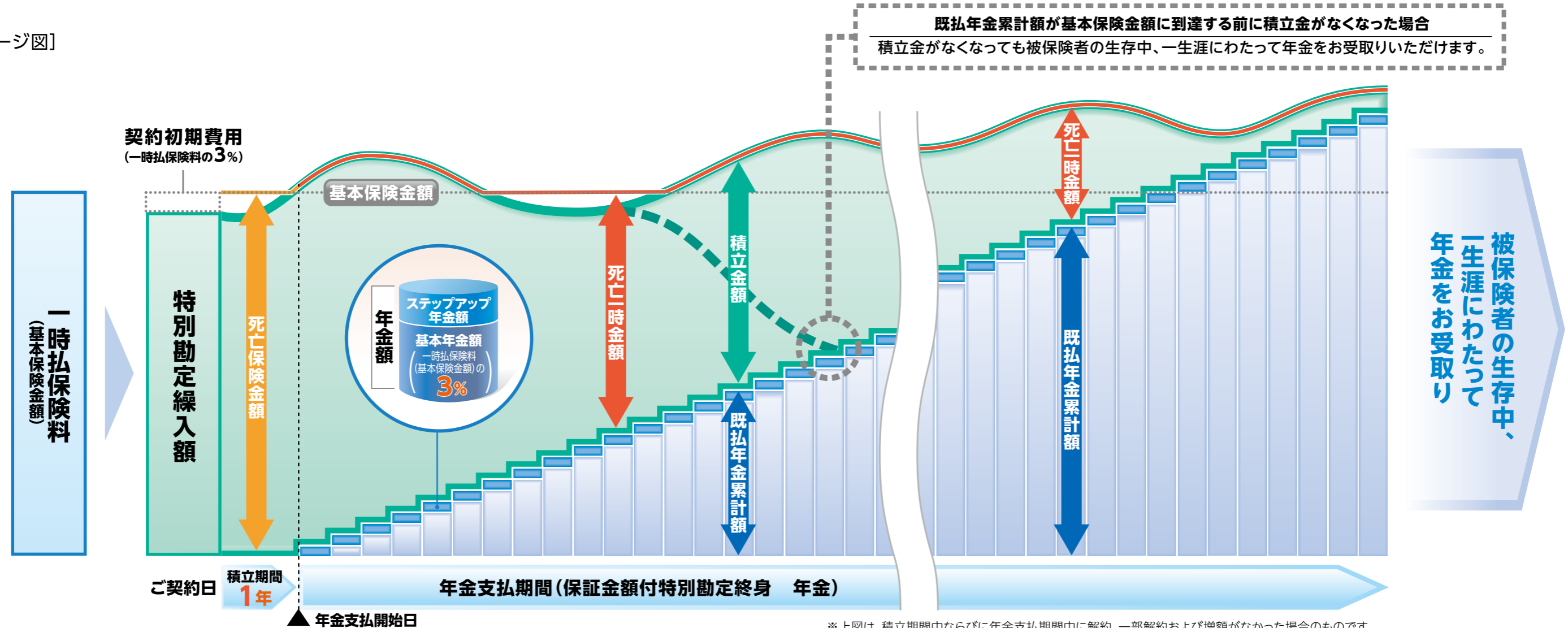
万が一の場合、払込保険料相当額（基本保険金額）の**100%**を最低保証します。

- 積立期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金は払込保険料相当額（基本保険金額）を下回ることはありません。
- 年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合、受取総額（死亡一時金額と既払年金累計額を合算した額）は、払込保険料相当額（基本保険金額）を下回ることはありません。



- この商品は預金ではありません。したがって、中途解約した場合の払戻金は、預金とは異なり元本保証がなく、払込保険料相当額（基本保険金額）を下回る可能性があります。
- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額はこの保証率を下回る場合があります。

[イメージ図]



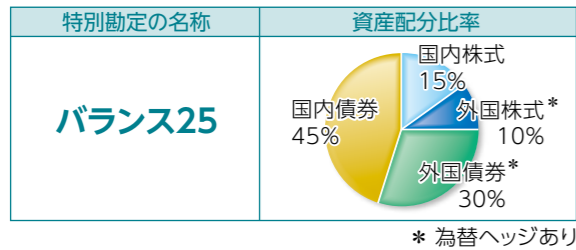
※上図は、積立期間中ならびに年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のもので。



- 一時払保険料から契約初期費用を控除した金額は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定に繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

- 年金のお振込みについて、年金支払開始日の翌日からその日を含め5営業日以内にご指定の口座にお振込みいたします。
- 上図はイメージ図であり、将来の積立金額等を保証するものではありません。実際の積立金額等は運用実績により変動(増減)します。

グローバルな長期分散投資で年金額のステップアップをめざします。



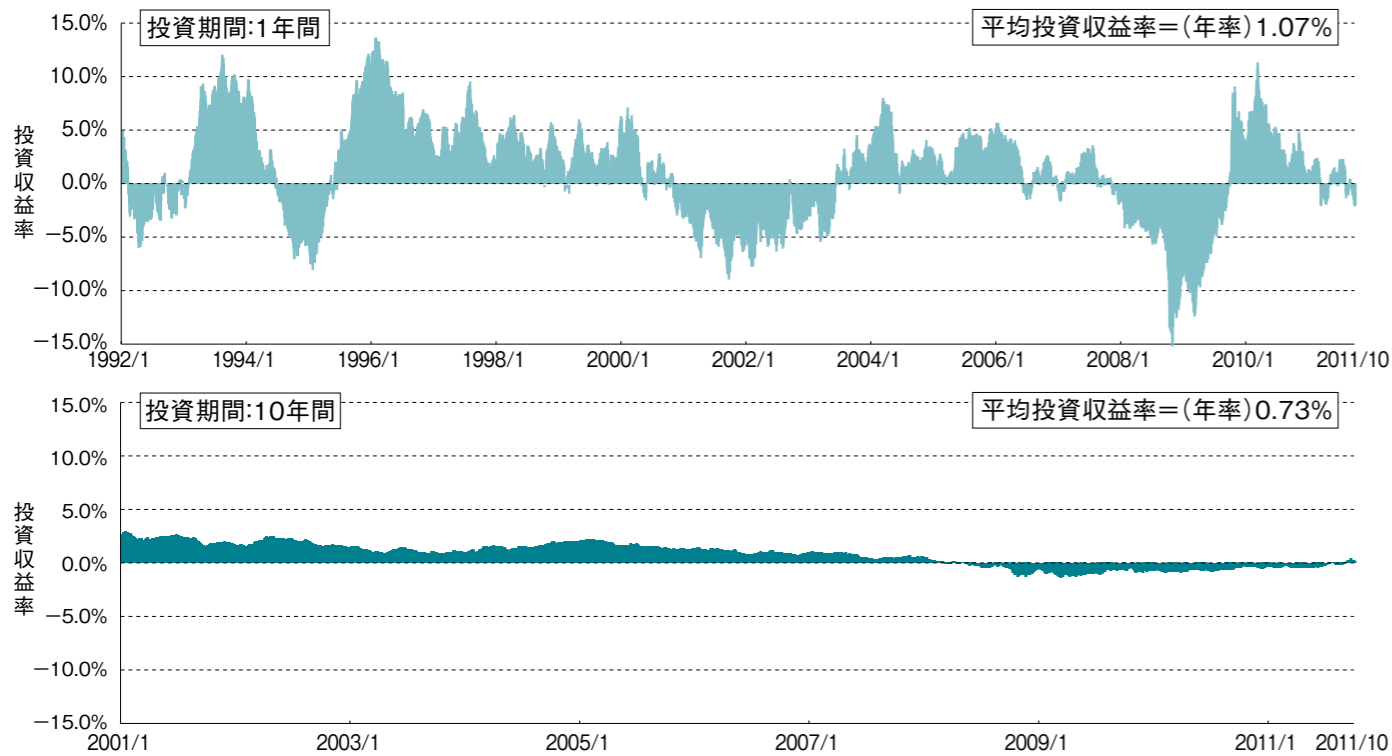
変額個人年金保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するため、他の保険種類にかかわる資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した方針に基づき運用します。

特別勘定についての詳細は、14ページをご覧ください。

長期分散投資の効果(契約初期費用、保険関係費、資産運用関係費控除後)

■ 複数の資産で長期にわたり運用することにより、リスク軽減を図ります。

● バランス25と同じ資産配分比率で1年、10年投資したと仮定した場合



● グラフについて

- 三井住友アセットマネジメントからの提供データを利用して三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。
- 「バランス25」と同じ資産配分比率(以下、設定例)に毎営業日リバランスし投資したと仮定して作成しています。
- 1991年1月4日から2011年10月3日までの4資産(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券)のインデックスの実績を用い、設定例に基づき1年間、10年間運用を行ったと仮定した場合の投資収益率を年複利で算出しています。投資収益率は小数点第3位を四捨五入して表記しています。
- 契約初期費用(3%)、保険関係費(年率2.74%)、資産運用関係費(消費税込、年率0.1575%)の費用を毎日控除した後の数値であり、投資期間中に年金支払等を行わずに運用を行ったと仮定した場合のものです。

● 使用インデックス

- 国内株式**: 日経平均株価指数(配当込み)・Factset、及びブルームバーグのデータを基に三井住友アセットマネジメントが算出
- 国内債券**: パークレイズ・キャピタル日本10年国債先物(Alt)インデックス・1996年6月までは、ブルームバーグのデータを基に三井住友アセットマネジメントが算出
- 外国株式**: 外国株式複合指数(S&P500インデックス(配当込み、米ドルベース)、ユーロ・ストックス50インデックス(配当込み、ユーロベース)を1:1の配分比率で三井住友アセットマネジメントが算出した複合指数)
- 外国債券**: 外国債券複合指数(パークレイズ・キャピタル米国10年国債先物インデックス(米ドルベース)*1、パークレイズ・キャピタル・ユーロ・ドイツ10年国債先物インデックス(ユーロベース)*2を1:1の配分比率で三井住友アセットマネジメントが算出した複合指数)

*1については1997年1月まで、*2については1999年1月までのブルームバーグのデータを基に三井住友アセットマネジメントで算出

■ 当資料は、4資産のインデックスの実績を用い、運用を行ったと仮定した場合のシミュレーション結果です。よって、実際の特別勘定による収益率シミュレーションとは異なります。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものでもありません。



■ 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。また、変額個人年金保険を通してインデックスに直接投資できるわけではありません。

運用成果によっては、毎年年金額のステップアップが期待できます。

毎年の基準日の運用成果に応じて算出し、基本年金額に加算してお受けいただく年金をステップアップ年金といいます。毎年の基準日は年単位の契約応当日の前日です。

・一度ステップアップした年金額はその後、下がることはありません。(一部解約した場合は除きます。)

■ ステップアップ年金額の算出方法

① 毎年の基準日の運用成果をチェックします。

【運用成果をもとめる計算式】

$$\text{基準日時点の運用成果} = \text{積立金額} + \text{既払年金累計額} - \text{基本保険金額}$$

※運用成果の計算にあたり、「ご契約のしおり・約款」上では「積立金額から基準日の最低死亡保障額(基本保険金額から既払年金の累計額を控除した額)を控除した額」と記載しておりますが、この「商品パンフレット」では上記計算式にて表記しております。

※運用成果を算出するにあたっての既払年金累計額は、基本保険金額を上限とします。

② 次の **A** と **B** のいずれか大きい金額を新たなステップアップ年金額とします。

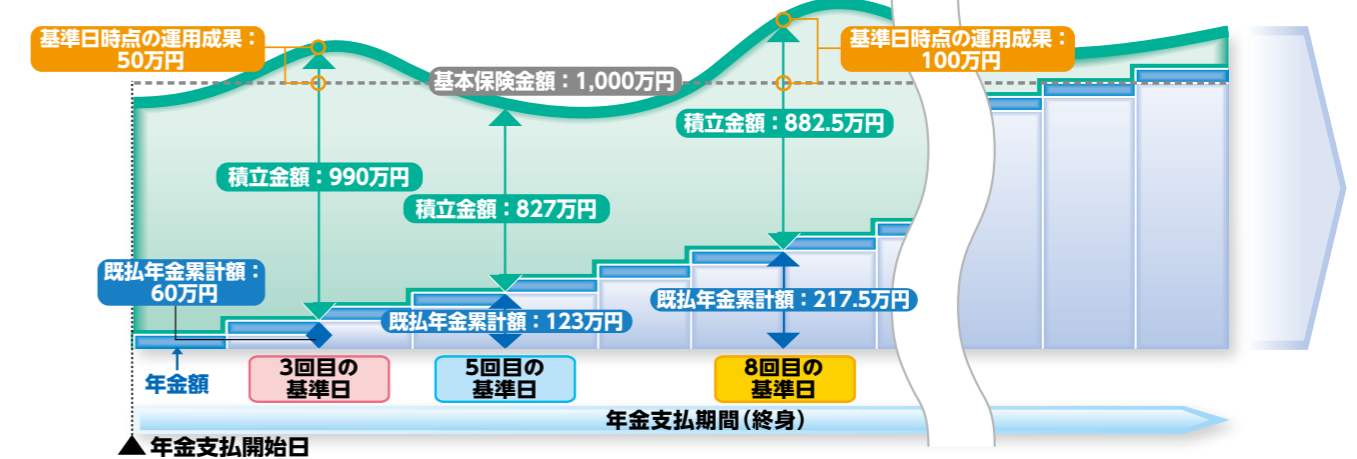


■ ステップアップ年金額の具体例

【設定例】 ■ ご契約内容 | 一時払保険料(基本保険金額):1,000万円

■ 運用成果の推移 | 3回目の基準日: 50万円
5回目の基準日: -50万円
8回目の基準日: 100万円

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、将来の積立金額等を保証するものではありません。実際の積立金額等は運用実績により変動(増減)します。
※ 上図は、年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のものです。

	3回目の基準日	5回目の基準日	8回目の基準日
基準日時点の運用成果	50万円の場合	-50万円の場合	100万円の場合
A 基準日時点の運用成果×3%	1.5万円 (50万円×3%)	0円 (0円×3%)	3万円 (100万円×3%)
B 基準日のステップアップ年金額	0円	1.5万円	1.5万円
C 翌日以後のステップアップ年金額 (AとBのいずれか大きい額)	1.5万円	1.5万円	3万円
D 基本年金額	30万円 (1,000万円×3%)	30万円 (1,000万円×3%)	30万円 (1,000万円×3%)
翌日以後の年金額 (C + D)	31.5万円にステップアップ	31.5万円のまま据置き	33万円にステップアップ

* 「基準日時点の運用成果」の計算結果がマイナスの場合には、下限を「0円」と定めております。よって、計算結果がマイナスとなる5回目の基準日では、「0円」と表示しております。

年金額・積立金額等のシミュレーション

年金額や積立金額が、運用実績により、どのように異なるか具体的な数値を使ってシミュレーションしてみましょう。

シミュレーション

1

■ 一時払保険料(基本保険金額)=1,000万円とした場合のシミュレーション

- 表記の年金額等は各数値ごとに円単位で計算し、万円未満を切り捨てて表示しております。したがって、紙面上の①と②を合計した数値と①+②の数値が異なる場合があります。となりませぬ。
- 下記シミュレーションはすべて年単位の契約当日の金額ですが、「②積立金額」は「年単位の契約当日における年金支払後の積立金額」となりませぬ。
- 下記シミュレーションは経過年数25年までと40年について記載しておりますが、実際には被保険者が生存中、一生にわたって年金をお受取りいただけます。

運用実績 -2%

単位:万円

経過年数	毎年の年金額	①既払年金累計額	②積立金額	①+②	死亡一時金額
1	30	30	920	950	970
2	30	60	872	932	940
3	30	90	824	914	910
4	30	120	778	898	880
5	30	150	732	882	850
6	30	180	688	868	820
7	30	210	644	854	790
8	30	240	601	841	760
9	30	270	559	829	730
10	30	300	518	818	700
11	30	330	477	807	670
12	30	360	438	798	640
13	30	390	399	789	610
14	30	420	361	781	580
15	30	450	324	774	550
16	30	480	287	767	520
17	30	510	252	762	490
18	30	540	216	756	460
19	30	570	182	752	430
20	30	600	148	748	400
21	30	630	116	746	370
22	30	660	83	743	340
23	30	690	52	742	310
24	30	720	20	740	280
25	30	750	0	750	250

運用実績 0%

単位:万円

経過年数	毎年の年金額	①既払年金累計額	②積立金額	①+②	死亡一時金額
1	30	30	940	970	970
2	30	60	910	970	940
3	30	90	880	970	910
4	30	120	850	970	880
5	30	150	820	970	850
6	30	180	790	970	820
7	30	210	760	970	790
8	30	240	730	970	760
9	30	270	700	970	730
10	30	300	670	970	700
11	30	330	640	970	670
12	30	360	610	970	640
13	30	390	580	970	610
14	30	420	550	970	580
15	30	450	520	970	550
16	30	480	490	970	520
17	30	510	460	970	490
18	30	540	430	970	460
19	30	570	400	970	430
20	30	600	370	970	400
21	30	630	340	970	370
22	30	660	310	970	340
23	30	690	280	970	310
24	30	720	250	970	280
25	30	750	220	970	250

運用実績 2%

単位:万円

経過年数	毎年の年金額	①既払年金累計額	②積立金額	①+②	死亡一時金額
1	30	30	959	989	970
2	30	60	948	1,008	948
3	30	91	936	1,027	936
4	31	122	923	1,046	923
5	31	154	910	1,064	910
6	32	186	896	1,082	896
7	33	219	880	1,100	880
8	33	253	865	1,118	865
9	34	287	848	1,135	848
10	34	322	830	1,152	830
11	35	357	812	1,169	812
12	35	392	792	1,185	792
13	36	428	772	1,201	772
14	36	465	751	1,216	751
15	36	502	729	1,231	729
16	37	539	706	1,246	706
17	37	577	683	1,260	683
18	38	615	658	1,274	658
19	38	654	633	1,287	633
20	39	693	606	1,300	606
21	39	732	579	1,312	579
22	39	772	551	1,323	551
23	40	812	522	1,334	522
24	40	852	492	1,345	492
25	40	893	461	1,355	461



- 上記シミュレーション1は、一時払保険料(基本保険金額)を1,000万円とし、契約時に契約初期費用(一時払保険料の3%)を控除した後、表示の将来にわたってお約束するものではありませぬ。
- 表示の運用実績(年率:-2%、0%、2%)は、上限または下限を示すものではありませぬ。したがって実際の運用実績を上回る場合もありませぬ。
- 表示の運用実績(年率:-2%、0%、2%)は、保険関係費と資産運用関係費を控除した後の数値です。
- 表示の運用実績(年率:-2%、0%、2%)は、クーリング・オフ期間終了日を契約日とし、その日の翌日から特別勘定して試算したものです。

料の3%)を控除した後、表示の将来にわたってお約束するものではありませぬ。したがって実際の運用実績を上回る場合もありませぬ。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものでもありませぬ。

シミュレーション

2

■ 過去の参考指数推移に基づく、年金額等のシミュレーション

- 下記は1991年1月4日に加入したと仮定した場合の年金額等のシミュレーションとなりませぬ。

単位:万円

経過年数	西暦	年間投資収益率	毎年の年金額	①既払年金累計額	②積立金額	①+②
1	1992	3.64%	30.1	30.1	975.1	1,005.2
2	1993	-2.29%	30.1	60.3	922.6	982.9
3	1994	7.67%	31.6	91.9	961.7	1,053.7
4	1995	-5.96%	31.6	123.5	872.8	996.3
5	1996	12.07%	33.0	156.5	945.1	1,101.7
6	1997	2.06%	33.6	190.2	931.0	1,121.2
7	1998	3.38%	34.5	224.8	927.8	1,152.6
8	1999	1.72%	35.0	259.8	908.7	1,168.6
9	2000	6.14%	36.7	296.6	927.8	1,224.4
10	2001	-2.77%	36.7	333.3	865.4	1,198.7
11	2002	-4.82%	36.7	370.0	787.0	1,157.1
12	2003	-2.97%	36.7	406.8	726.9	1,133.7
13	2004	3.41%	36.7	443.5	714.9	1,158.5
14	2005	2.72%	36.7	480.2	697.7	1,177.9
15	2006	5.10%	36.7	517.0	696.5	1,213.5
16	2007	-0.95%	36.7	553.7	653.2	1,206.9
17	2008	-1.65%	36.7	590.4	605.7	1,196.2
18	2009	-7.46%	36.7	627.2	523.8	1,151.0
19	2010	2.84%	36.7	663.9	501.9	1,165.9
20	2011	1.37%	36.7	700.6	472.1	1,172.7

[シミュレーション2について] ・三井住友アセットマネジメントからの提供データを利用して三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。・「バランス25」と同じ資産配分比率(以下、設定例)に毎営業日リバランスし投資したと仮定して作成しています。・1991年1月4日に一時払保険料1,000万円を加入し、初期費用を控除した970万円を設定例に基づき運用を行ったと仮定した場合の年金額、積立金額等を示しています。・年間投資収益率は、保険関係費(年率2.74%)、資産運用関係費(消費税込、年率0.1575%)の費用控除後の数値です。・各数値ごとに千円未満を切り捨てて表示しています。したがって、紙面上の①と②を合計した数値と①+②の数値が異なる場合があります。

[使用インデックス] 5ページの「長期分散投資の効果」で使用しているインデックスと同じですのでそちらをご覧ください。

[データ期間] 1991年1月4日~2011年10月3日



ご注意

- 年間投資収益率は、4資産(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券)のインデックスの実績を用い、設定例に基づき運用を行ったと仮定した場合の過去の実績を事後的に検証し、算出したものです。よって、実際の特別勘定による収益率シミュレーションとは異なります。
- 4資産のインデックスの実績を用い、設定例に基づき運用を行った場合の数値および推移は、あくまでも仮定に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を示すものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。また、変額個人年金保険を通してインデックスに直接投資できるわけではありません。

増額について

- 基本保険金額を増額し、年金額を増やすことができます。
 - 被保険者が80歳までであれば、基本保険金額を増額することができます。
 - 基本保険金額は10万円以上(1万円単位)で増額できます。
 - 増額した場合、増額保険料から契約初期費用(3%)を控除した金額が、増額日の翌日に特別勘定に繰入れられます。
 - 増額日以降、最初に到来する年単位の契約応当日に、増額保険料の3%が基本年金額に加算されます。

注意 この商品の新規募集停止時には、増額のお取扱いを停止します。

【お取扱いについての留意事項】

■増額のお申込みは、契約申込における一時払保険料の特別勘定への繰入日以後となります。

後継年金受取人指定制度について

年金をお受取りになる方(年金受取人)が年金支払開始後にお亡くなりになった場合に備え、年金受給権などの年金受取人の権利を承継する方(後継年金受取人)を、事前に指定することができる制度です。

- 年金支払開始前のご契約者のお申し出により、年金支払期間中は年金受取人のお申し出により、被保険者の同意を得て、三井住友海上プライマリー生命所定の範囲で指定・変更することができます。(1名のみ指定可)

■ご指定範囲：①被保険者 ②被保険者の配偶者 ③年金受取人の3親等以内の親族

※年金受取人死亡時に、後継年金受取人が指定されていない場合もしくは後継年金受取人が既にお亡くなりになっている場合、次の方を後継年金受取人とみなします。

①被保険者 ②被保険者の配偶者(①の該当がない場合) ③年金受取人の法定相続人(①②の該当がない場合)

ご契約のお取扱いと諸費用について

- この保険に関するご契約のお取扱いについての詳細は、**16ページ**をご覧ください。
- この保険に係る費用についての詳細は、**17ページ**をご覧ください。

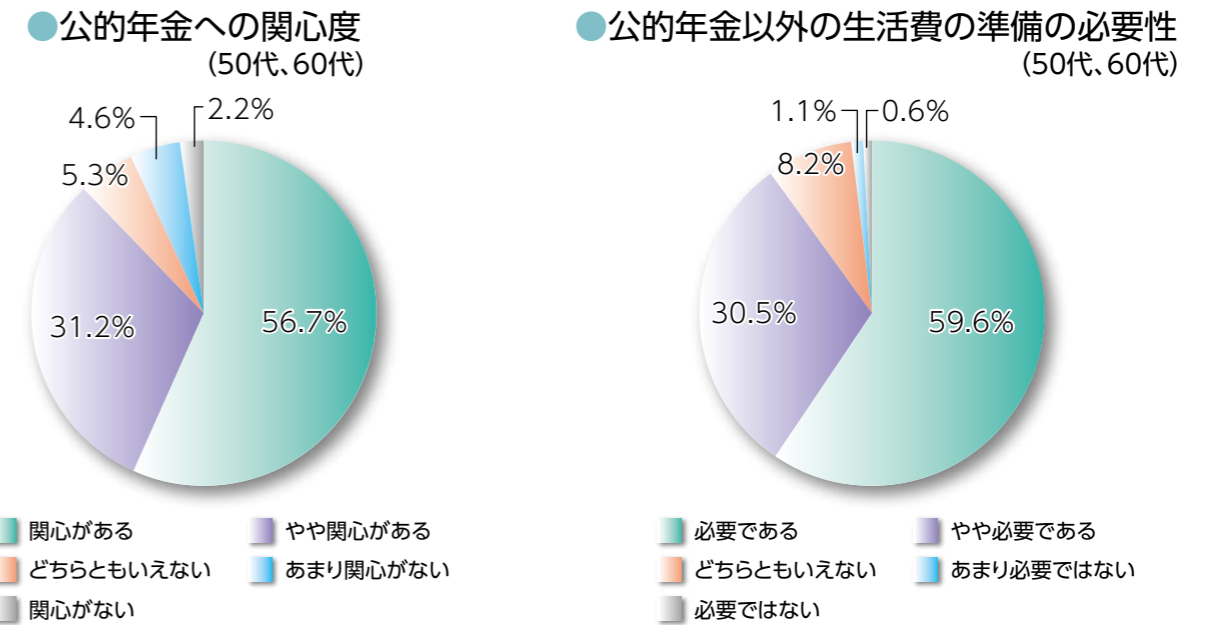
解約について

- この保険を解約した場合には、所定の解約控除がかかります。解約についての詳細は、**16ページ**をご覧ください。

税金について

- この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、**25ページ**をご覧ください。

老後の生活費の準備の必要性を感じる方が多くなっています。

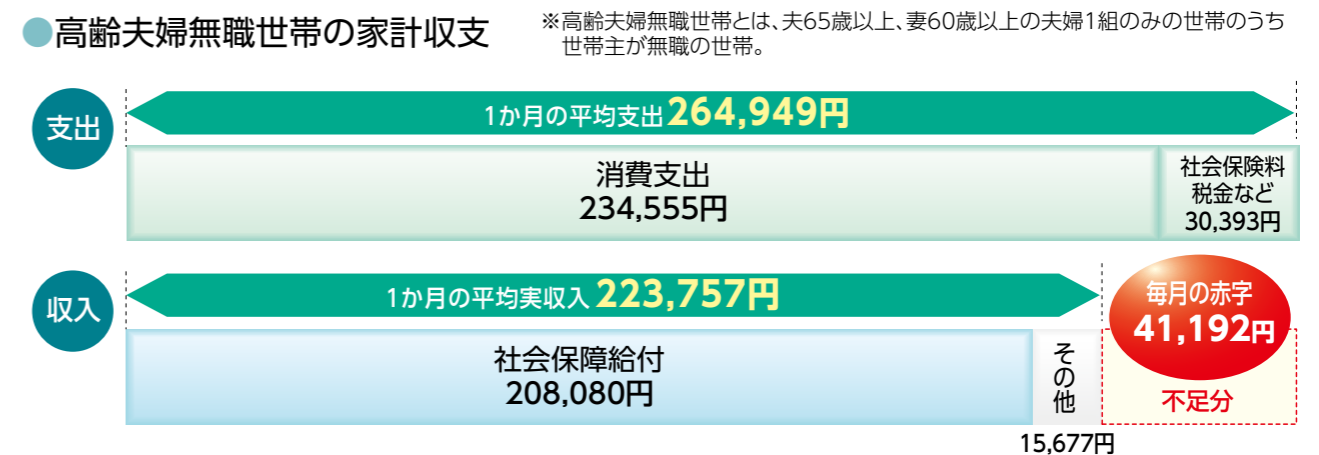


約88%の人が「関心がある」と答えています。

約90%の人が「必要である」と答えています。

出所：三井住友海上プライマリー生命保険「個人年金保険市場実態調査2010」

統計をみても老後の生活費は不足するかもしれません。



総務省統計局「平成22年 家計調査年報」より三井住友海上プライマリー生命が作成
※各項目の数字は1世帯あたりの平均値を算出しているため、端数処理の都合上、必ずしも合計値と合致しない場合があります。

毎月の「不足分」を補う手段を考えましょう。

契約概要

この「契約概要」は、『新・オーチャード レジェンド』の商品内容のうち、ご契約前に必ずご確認ください・ご了解いただきたい重要な事項を記載しております。

「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

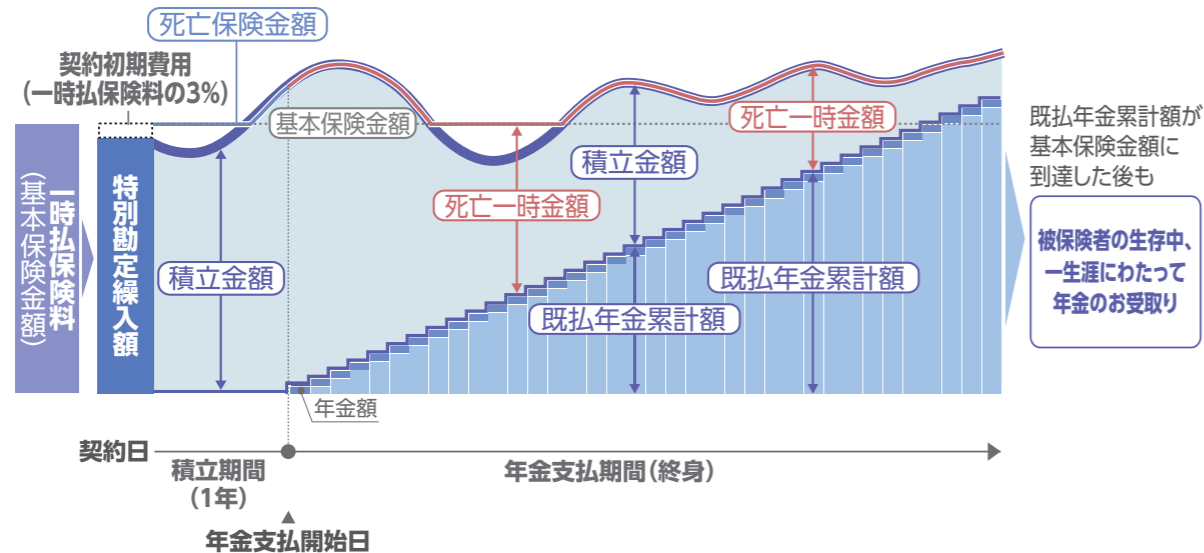
この冊子の本文中では、当商品のご契約にあたって、**特にご理解いただきたい箇所**については赤色・下線、**お客さまに帰属するリスクやご負担いただく費用に係る箇所**については青色・太文字にて表示しております。ご不明な点がございましたら募集代理店までお問い合わせください。

『新・オーチャード レジェンド』の正式名称は、変額個人年金保険(08)です。

1. この保険のしくみについて

この保険は、**払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。**

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動(増減)します。

※ 上図は、積立期間中ならびに年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のもので、基本的なしくみをご理解いただくため、ステップアップ年金額は考慮していません。

特徴 1 契約後1年で年金の受取を開始

- 契約日の1年後から、年金のお受取りを開始します。
- 年金額は、基本保険金額(払込保険料相当額)の3%となります。この金額を基本年金額といたします。

特徴 2 一生涯受取れる年金

年金支払期間中も特別勘定による運用を継続しながら、積立金がなくなった場合でも、被保険者が生存している間、一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。



特別勘定での運用期間中(積立期間および年金支払期間)は、保険関係費と資産運用関係費が控除されます。

特徴 3 ステップアップ機能付年金

基準日(契約日から1年ごとの契約応当日の前日)の運用成果に応じて、基準日の翌日以後の年金額がステップアップする可能性があります。

特徴 4 受取総額の最低保証

被保険者が死亡された場合でも、次のとおり受取総額が最低保証されています。

- 積立期間中であれば、死亡保険金として基本保険金額(払込保険料相当額)の100%が最低保証
- 年金支払期間中であれば、既払年金累計額と死亡一時金額を合算した金額(受取総額)において、基本保険金額(払込保険料相当額)の100%が最低保証

死亡一時金は次のいずれか大きい額となります。

- ①基本保険金額から被保険者が死亡された時点までの既払年金の合計額を控除した額
- ②被保険者が死亡された時点の積立金額



受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る場合があります。

特徴 5 多彩な年金種類

契約日から5年経過後であれば、一般勘定で運用する次の定額年金に変更することもできます。

- 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】
- 年金総額保証付終身年金
- 保証期間付終身年金【保証期間：5年、10年、15年】
- 保証期間付夫婦年金【保証期間：5年、10年、15年】



- 一般勘定で運用する定額年金に変更した場合の年金額は、解約払戻金を年金原資として、移行日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 一般勘定で運用する年金の支払期間中は、年金管理費が控除されます。

2. 特別勘定の種類と運用方針等について

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は三井住友海上プライマリー生命が定めます。また、これらについては今後変更することがあります。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし、その組入比率は原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有することがあります。
- この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。この商品の特別勘定群は「TK型」です。



一時払保険料から契約初期費用を控除した金額は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定へ繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

特別勘定の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価評価するものとします。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価評価を行い、評価差額を損益に計上します。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類、特別勘定の運用方針、および主な投資対象となる投資信託等は、以下のとおりです。

種類	特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	運用方針	資産運用関係費(消費税込)
運用会社		三井住友アセットマネジメント株式会社		
バランス型	バランス25	SMAM・アセット バランスファンド VA25L3	実質的に国内外の株式・債券等に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	年率 0.1575%程度

この「契約概要」に記載の特別勘定に関する事項は、概要を示しております。特別勘定に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

3. 保障の内容について

死亡保険金	積立期間中に被保険者が死亡された場合、その時点の積立金額または基本保険金額(払込保険料相当額)のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
死亡一時金	保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡一時金として、年金受取人にお受取りいただきます。 ①基本保険金額から被保険者が死亡された時点までの既払年金の合計額を控除した額 ②被保険者が死亡された時点の積立金額 ※被保険者と年金受取人が同一人の場合、後継年金受取人にお受取りいただきます。



責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、死亡保険金受取人、年金受取人の故意による場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4. 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

5. 主契約に付加できる主な特約について

● 遺族年金支払特約

この特約は、被保険者が死亡された場合に、死亡保険金または保証金額付特別勘定終身年金における死亡一時金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができる特約です。年金の種類は確定年金となり、年金支払期間を5年、10年、15年、20年、25年、30年からご選択いただけます。

● 年金分割支払特約

この特約は、保証金額付特別勘定終身年金を年1回のお受取りにかえて分割(毎月、2か月ごと、6か月ごと)で受取ることができる特約です。

6. ご契約時のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上、5億円以下(1万円単位) ※同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	51歳~80歳
積立期間	1年
年金支払開始年齢	52歳~81歳
年金支払期間	終身
保険料の払込方法	一時払のみ

※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。
 ※この保険の保険期間は、積立期間と年金支払期間の2つからなります。

7. 解約払戻金について

- 積立期間中および年金支払期間中に、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。払戻金額は解約日における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。



この保険では、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動(増減)します。したがって、運用状況によっては受取る払戻金が払込保険料を下回る場合があります。

- 解約控除額は、契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合に、契約日(増額日)からの経過年数に応じた下記の解約控除率を解約控除対象額<*>に乗じた金額となります。

<*>「解約控除対象額」は、解約の場合は基本保険金額(払込保険料相当額)となり、一部解約の場合は一部解約請求金額となります。ただし、一部解約請求金額が基本保険金額(払込保険料相当額)を上回る場合には、「解約控除対象額」は基本保険金額(払込保険料相当額)を上限とします。

■解約控除率

契約日(増額日)からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
解約控除対象額に対する解約控除率	3.4%	3.2%	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	0%

8. 諸費用について

この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。

● ご契約時にご負担いただく費用

契約初期費用	ご契約の締結等に 必要な費用	一時払保険料の3%	特別勘定への繰入前に 一時払保険料から控除
--------	-------------------	-----------	--------------------------

● 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用(積立金から控除いたします。)

<すべてのご契約者にご負担いただく費用>

保険関係費	ご契約の締結および維持等に 必要な費用ならびに死亡保険 金等を支払うための費用	積立金額に対して 年率2.74%	積立金額に対して 左記の年率の1/365を 乗じた金額を毎日控除
資産運用関係費	特別勘定の運用に かかわる費用	特別勘定の 資産残高に対して 年率0.1575%程度 (消費税込)	特別勘定の資産残高に 対して左記の年率の 1/365を乗じた金額を 毎日控除



ご注意

- 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<特定のご契約者にご負担いただく費用>

解約控除	経過年数に応じて3.4%~0.4%	解約時・一部解約時に控除
------	-------------------	--------------

※解約控除は、全部解約の場合は基本保険金額に対して、一部解約の場合は一部解約請求金額に対してかかります。

● 一般勘定で運用する年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費	ご契約の維持に必要な費 用ならびに年金等を支払 うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金 から控除
-------	--------------------------------------	-----------	---------------------

※遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に、運用に関する事項は「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 諸費用に関する事項の概要について

この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。

- **ご契約時にご負担いただく費用**
契約初期費用として、一時払保険料の3%を特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除します。
- **特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用(積立金から控除いたします。)**
 - ・ 保険関係費として、積立金額に対して年率2.74%/365を乗じた金額を毎日控除します。
 - ・ 資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。なお、資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。
- **一般勘定で運用する年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)**
年金管理費として、年金額に対して1%を年金支払日に責任準備金から控除します。

● 解約・一部解約時にご負担いただく費用

契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に解約控除率を乗じた金額(解約控除額)が積立金額から差引かれます。

■解約控除率

契約日(増額日)からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
解約控除対象額に対する解約控除率	3.4%	3.2%	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	0%

2. 市場の変動により損失が生じるおそれがあることについて

- この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3. クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)について

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により下記三井住友海上プライマリー生命(以下、当社)宛に送付してください。

【書面送付先】

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 契約サービス部

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

4. 責任開始期等・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料の払込みと申込みがともに完了した時から当社は保険契約上の責任を負います。

当社がご契約のお引受けを決定(承諾)した日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

特別勘定への繰入日は、申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として、その翌日となります。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として、その翌日となります。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等される場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

5. 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者がお亡くなりになられても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、死亡保険金受取人、年金受取人の故意による場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができません。

ご契約者、死亡保険金受取人または死亡一時金の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除された場合も、保険金等をお支払いできません。

つぎの事由に該当した場合には、「詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効」の約款条項に基づき、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約の締結または基本保険金額の増額を行ったときに、当社がその保険契約を取消した場合
- ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結または基本保険金額の増額を行ったときに、当社がその保険契約を無効とした場合

6. 解約と解約払戻金について

積立期間中および年金支払期間中に、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

解約払戻金額は解約日(当社の定める書類を当社が受付けた日)における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。なお、積立金額は特別勘定による運用により変動(増減)しますので、株価の下落や為替の変動等の投資リスクがあり、運用実績によっては解約払戻金が一時的に下回る可能性があります。(解約払戻金には最低保証はありません。)解約払戻金の運用実績ごとの推移については、「ご契約のしおり・約款」の例表をご確認ください。

契約日(増額部分については、増額日)から解約日までが10年未満の場合、契約日(増額日)からの経過年数に応じて解約控除対象額の一定割合(解約控除額)が差引かれます。解約控除(率)の詳細につきましては、当冊子の「契約概要」または「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。

※詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。

8. 預金等との違いについて

この保険は、当社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

9. 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針については、当冊子の「契約概要」をご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

10. その他のご注意いただきたい事項について

■ 当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

■ 保険契約の乗換え等について

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 現在のご契約が、変額個人年金保険等の解約払戻金が特別勘定資産の運用実績により変動(増減)する保険契約である場合には、解約払戻金が払込保険料を下回る可能性があります。(解約払戻金には最低保証はありません。)また、契約日(増額日)から一定期間の解約・一部解約には、解約控除がかかります。
- ・ 現在のご契約が通貨選択型保険契約の場合、解約払戻金等を受取時に契約通貨以外に換算した際には、外国為替相場の変動により、換算後の解約払戻金等の額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があります。また、解約においては、解約日における保障基準価格を基準に、契約時と解約時の市場金利の変動状況を反映させて計算し、さらに所定の解約控除が適用される場合があるため、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約において死亡保険金額が基本保険金額(払込保険料相当額)を上回っている場合(最低死亡保障金額を含みます)でも、新たなご契約における保障額が下がる場合があります。また、現在のご契約を一部解約した場合は、基本保険金額・最低死亡保障金額は減額されます。
- ・ 新たなご契約においては、解約控除が契約日を起算日として新たに設定されます。また、年金支払開始日が新たに設定されることにより、当初予定された年金支払開始日より先に延びる等、不利益となる場合があります。
- ・ 被保険者のご年齢によっては、新たなご契約へのお申込みができない場合があります。
- ・ 契約初期費用、保険関係費等ご契約者にご負担いただく諸費用は、保険会社や保険商品により異なります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、当社へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

当社は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、当社では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

- ・ 被保険者が入院中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
(3) 特別養護老人ホーム等に入所し、継続的な療養を行っている場合
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 基本保険金額の増額について

この保険では、当社の定める範囲の中で、基本保険金額を増額することができます。お申込みいただいた増額のご請求を当社がお引受けすることを承諾した日(増額日)から、当社は増額分について保障の責任を負います。また、増額のご請求には、クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の適用はございません。増額にあたっては、「ご契約のしおり・約款」をご確認いただき、内容を十分にご理解の上で、ご自身の判断と責任においてお申込みください。

この保険の新規募集停止時には、増額のお取扱いを停止します。

11. 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	http://www.ms-primary.com

12. 税金のお取扱いについて

● 一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊＞」の対象となります。

＜＊＞保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約時の差益に対する課税

年金種類	税金の種類
保証金額付特別勘定終身年金	所得税（一時所得）+ 住民税

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） + 住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税（雑所得） + 住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得） + 住民税
		保証金額付特別勘定終身年金	所得税（雑所得） + 住民税
		年金総額保証付終身年金	
		保証期間付終身年金	
保証期間付夫婦年金			
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税	
	毎年の年金支払時	所得税（雑所得） + 住民税	



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 税制上のお取扱いは2012年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

13. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または当社ホームページ (<http://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのでご確認ください。

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合は、すみやかに当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

14. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

お問い合わせ・
ご相談受付先

15. (社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は、(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。